

静岡市選挙管理委員会  
情報セキュリティ基本方針

令和8年4月1日

静岡市選挙管理委員会

## 改 版 履 歴

版 数	作成日
第 1 版	令和 8 年 4 月 1 日

## 1 目的

この情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、静岡市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の委員が情報資産を安全かつ適切に利用するための指針を定め、情報の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

## 2 定義

基本方針における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 委員：選挙管理委員
- (2) 情報資産：委員会が保有・管理する文書・データ及び電子的記録情報を指す。
- (3) 情報セキュリティ：情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを指す。
- (4) 機密性：許可された者のみが情報にアクセスできるようにすること。
- (5) 完全性：情報が正確かつ改ざんされていない状態を維持すること。
- (6) 可用性：許可された利用者が必要な時に情報にアクセスできること。

## 3 基本方針の位置づけ

この基本方針は、委員会の情報資産の安全確保と適切な運用を実現するための最上位方針として位置付けられる。

## 4 委員等の責務

委員会の委員は以下に従い、責任を持って情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 情報セキュリティの重要性を認識する。
- (2) 情報資産の取扱いにおいて、機密性・完全性・可用性を損なう行為を行わない。
- (3) 基本方針を遵守する。

## 5 情報セキュリティ対策

委員会の委員が情報資産を安全に取り扱うために以下の情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 情報資産管理  
情報資産の作成、利用、保管及び廃棄等の取扱いを適正に行う。
- (2) 人的セキュリティ  
委員に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、情報セキュリティ意識の向上を図る。
- (3) 物理的セキュリティ  
委員が使用する書類の保管やデバイスの安全性を確保し、情報の漏えい及び不正アクセスを防ぐ。
- (4) 技術的セキュリティ  
パソコンやモバイル端末等のセキュリティ設定、通信環境の安全対策などを徹底する。

## 6 情報セキュリティインシデント対応

ア 委員は、情報セキュリティインシデント(情報漏えいや不正アクセスなど)を認知した場合、速やかに選挙管理委員会事務局に報告しなければならない。

イ 報告を受けた選挙管理委員会事務局及び委員は被害の拡大防止及び再発防止策を講じる。

## 7 基本方針の見直し及び自己点検

この基本方針は、必要に応じて見直し及び自己点検を行い情報セキュリティの向上を図る。